

新事業を始めるにあたって、古物営業の許可が必要な場合が多々ございます。リサイクルショップや中古車販売等においてはもちろん必要ですが、例えばネットオークションやフリーマーケット等でも営利目的と解される場合は許可が必要となります。また、アパレル等においても新品・中古両方の衣類を扱うことが多いことから、古物の許可を取得される会社が多くございます。

このように古物営業の許可はいろいろな業種において必要となります。そこで今回は古物営業許可について説明をしたいと思いますので、もし該当する場合には営業許可を取得されることをお勧めします。

## 1. 古物商について

### ・古物とは

一度使用された物品や、新品でも使用のために取り引きされた物品、及びこれらのものに幾分の手入れをした物品を「古物」といいます。

そして、古物は、古物営業法施行規則により、次の13品目に分類されています。

- |          |                   |              |
|----------|-------------------|--------------|
| (1)美術品類  | (2)衣類             | (3)時計・宝飾     |
| (4)自動車   | (5)自動二輪車及び原動機付自転車 |              |
| (6)自転車類  | (7)写真機類           | (8)事務機器類     |
| (9)機械工具類 | (10)道具類           | (11)皮革・ゴム製品類 |
| (12)書籍   | (13)金券類           |              |

### ・古物商とは

古物の売買、交換する営業（古物営業）には、盗品等の混入のおそれがあるため、古物営業法により都道府県公安委員会の許可を得なければ営むことができません。

古物営業を営むため、公安委員会から許可を受けた者を「古物商」といいます。

### ・古物市場主とは

古物市場とは古物商間での古物の売買、交換するための市場をいいます。

古物市場の営業を営む為公安委員会から許可を受けた者を「古物市場主」といいます。

### ・古物競りあっせん業とは

古物競りあっせん業（インターネット・オークション）とは、インターネットを利用して、古物を売却しようとする者と買い受けようとする者との間でオークション（競り）が行われるシステムを提供する営業のことをいいます。

インターネット・オークションを営む者を「古物競りあっせん業者」といい、公安委員会への届出が義務付けられています。

## 2 許可申請の窓口

古物商、古物市場主の許可は、営業所を管轄する公安委員会から取得することになります。複数の都道府県に営業所がある場合には、都道府県ごとに許可が必要となります。

新たに古物営業を始める人は、営業所の所在地を管轄する警察署の防犯係に許可申請をして、公安委員会の許可を受けて下さい。

### 3. 許可を受けられない場合

次に該当する方は、許可を受けられません。

1. 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
2. 禁錮以上の刑、又は特定の犯罪により罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
3. 住居の定まらない者
4. 古物営業の許可を取り消されてから、5年を経過しない者
5. 営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者

### 4. 許可申請に必要な書類

平成12年4月の民法改正により、禁治産、準禁治産制度が「成年後見制度等」に変更となり、成年被後見人・被保佐人に該当しない者であることを証明するには、身分証明書と登記事項証明書の両方が必要ですので注意して下さい。

	個人許可の申請		法人許可の申請	
	申請者本人と 営業所の管理 者全員	各1通	監査役を含めた 役員全員及び管 理者全員	各1通
住 民 票				
身分証明書( 1 )	同 上	各1通	同 上	各1通
登記事項証明書( 2 )	同 上	各1通	同 上	各1通
誓 約 書	同 上	各1通	同 上	各1通
略 歴 書	同 上	各1通	同 上	各1通
登記簿謄本		---		1通
定款の写し		---		1通

- 1 申請者の本籍が所在する市区町村長が発行するもので、申請者が「成年被後見人・被保佐人等」に該当しないことを証明したもの。
- 2 東京法務局が発行するもので、「成年被後見人・被保佐人」に『登記されていないこと』を証明したもの。

### 5. 古物競りあっせん業者の認定

インターネット・オークションの実施方法が国家公安委員会が定める基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができることとされました。

## 6. 手数料

古物営業の許可を受けようとする人	19,000 円
古物営業の許可証の再交付を受けようとする人	1,300 円
古物営業の許可証の書換えを受けようとする人	1,500 円
古物競りあっせん業の認定を受けようとする人	17,000 円

## 7. その他

1. 古物商許可は、資格の取得とは異なります。営業するために必要な許可です。したがって、引き続き6ヶ月以上営業しない場合は、返納しなければなりません。
2. 許可取得後、申請時に届出た事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。
3. 自宅で不要になった物品を、フリーマーケット等に参加して売却するだけであれば、古物商の許可は必要ありません。
4. 申請から40日以内に、申請を行った警察署より許可認定、または不認定の連絡がごさいます。許可認定となりましたら、警察へ伺い許可証を受け取ります。

以上